

民事紛争解決学入門

交渉 / ADR / 民事訴訟

10 民事訴訟による解決（その2）

遠山信一郎

弁護士、中央大学法科大学院教授

Toyama Shin-ichiro

1 民事訴訟（狭義）とは

- (1) 裁判所が
- (2) 原告の訴えの提起（訴訟上の請求＝本案の権利・権利関係）に対して
- (3) 民事訴訟法に準拠して
- (4) 当事者（原告／被告）双方の主張を整理（争点整理）し、双方提出の証拠を調べて、「事実認定」及び「私法（民法等）の適用」をして「判決」を言渡し（判決手続）

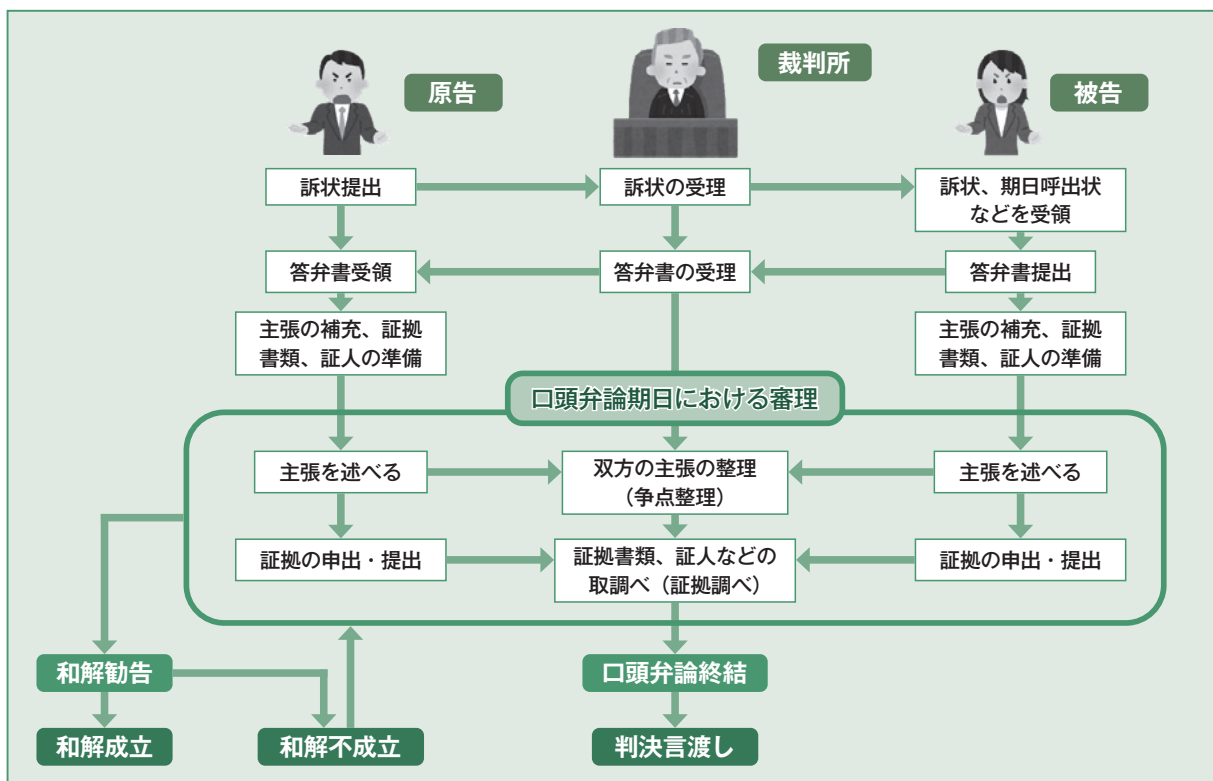
(5) 又は「訴訟上の和解」を成立させることで（和解手続）

(6) 当事者の権利や権利関係の存否を確定させて、紛争の解決を図ることを目的とする司法手続です。

2 民事訴訟手続の流れ

大枠は、フローチャート図（図表1）の通りです。

図表1 民事訴訟手続の流れ



図表2 民事訴訟（判決手続）とADRとの比較表

	民事訴訟（判決手続）	ADR
手続主宰者	裁判官に限定される。	裁判官に限定されない。 各分野の専門家の活用が可能となる。
手続法による規律	民事訴訟法による厳格な規律	左記規律に服さない。
手続の公開	公開	非公開 個人のプライバシーや営業・技術上の企業秘密に関わる紛争も、非公開の手続により解決可能となる。
事実の存否に対する判断（事実認定）	事実の存否を一義的に確定する必要がある。 心証が灰色であるときにも、証明責任によってその存否を確定する。	必ずしも事実の存否を一義的に確定する必要はない。 心証の度合いに応じた柔軟な解決が可能である。
紛争解決規範	認定した事実に「民法等の私法」を適用する。	「民法等の私法」とはならず、それ以外の条理にかなった解決基準を採用し、紛争の事情に即した解決が可能となる。
利害関係人の参加	訴訟の対象が当事者間の権利関係に限定されるため、その当事者のみが手続参加できるのが原則である。	判断の対象が当事者間の権利関係に限定されないため、利害関係を持つ者を広く参加させることにより、紛争の全体的解決が可能となる。
相手方の応答義務	応訴の負担を負う。 被告が応訴しない場合でも判決（欠席判決）が下される。	応答義務はない。
一回的解決性	上訴（控訴／上告）手続がある。	上訴手続がない。
解決結果の履行確保	確定判決は債務名義となり、これに基づいて強制執行が可能となる。	解決結果は債務名義となる場合とない場合がある。

3 ADRとの比較

1 民事訴訟（判決手続）とすでに紹介したADRを比べてみると、概ね比較表（図表2）の通りとなります。

2 具体的事例で比較してみましょう。



自室で激しい頭痛に襲われた男子中学生が、救急車で大学病院に搬送されたが、治療の甲斐なく10日後に死亡した。
ご両親としては、「救えた命ではないのか？」と強い思いでいる。



(1) ご両親の複雑で悲壮な思い

①夢であってほしい～息子の死が受け入れられな

い！

②自分たちの悲嘆を理解してほしい！

③息子の死亡原因を知りたい！

④病院側に落ち度はなかったのか？～落ち度があるなら、非を認めて謝ってほしい！

⑤病院としては、再発防止策を講じてほしい！

⑥損害賠償を請求したい！

(2) 民事訴訟（判決手続）では訴訟上の請求（訴訟物）ができるのは、⑥損害賠償請求のみで、「医療上の過誤（ミス）の存否」「その死亡との相当因果関係」「損害賠償額の算定」などが基本争点となって、手間／時間／費用／ストレス等がかかる専門型訴訟手続が進行することになります。

(3) 医療ADRでは

①から⑥までのご両親の思いを、ありのままうけとめた上で、医療側との対話（質疑応答／説明等）を促進したりします。医療側の説明不足が紛争の元の場合は、ADR内で丁寧な説明手続を進め、医療側の努力、誠意が患者側に伝わることもあります。

金銭よりも心（悲嘆ケア）に重点を置いて、手続を進めることができるわけです。

とおやま・しんいちろう

長年にわたり、JA・JF系統協同組合、農林水産省のコンプライアンス及び金融法務の教育・研修等において、多様な取り組みをしてきた。また、民事調停委員、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員、国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員、第一東京弁護士会仲裁センター委員等として、ADR活動に積極的に取り組んでいる。

